

改正

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市使用料等審議会条例

(設置)

第1条 市における使用料、手数料等（以下「使用料等」という。）の適正化を図るため、鴻巣市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、使用料等について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等は、審議会の所掌事務としない。

- (1) 法令の規定に基づき算定されている使用料等
- (2) 条例により他の審議会等の所掌事項とされている使用料等

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことが

できる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長政策室総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。